

事務事業	29	知的障害者・障害児ショートステイの充実					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり					
施策	02	とものつくる福祉の推進					
事業内容							
目的	在宅知的障害者の地域生活を支援します。						
対象・手段	新宿生活実習所の多目的ルームを利用し定員3名の知的障害者・障害児(学齢期以上)ショートステイ事業を実施します。						
成果(事業が意図する成果)							
<p>保護者等の介助者の急病時における障害者緊急一時保護利用と、保護者等の介助者の休養のための利用(レスパイト)のショートステイ事業を行うことにより、在宅の知的障害者や障害児とその保護者等が住み慣れた地域で安心して生活を継続することが可能となります。</p>							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
知的障害者・障害児のショートステイの開始	新宿生活実習所多目的ルームに3床のショートステイ施設を設置し、運営を開始します。	(平成17)	年度に (3床)の水準達成				
ショートステイ利用登録者数の増加率	障害者・児ショートステイ事業の周知度を図るため、ショートステイ利用登録者数の増加率を指標とし、前年度比5%増で目標達成とします。(登録者:平成17年度 72人 平成18年度 75人)	(平成18)	年度に (5%(3人の増))の水準達成				
		()	年度に ()の水準達成				
成果の達成状況							
	単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考	
事業成果指標	目標値1	床	0.00	0.00	3.00	3.00	
	実績1	床	0.00	0.00	3.00	3.00	
	= /	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値2	人	0.00	0.00	72.00	75.00	
	実績2	人	0.00	0.00	72.00	77.00	
	= /	%	0.00	0.00	100.00	102.67	
	目標値3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	生活実習所の多目的ルームを施設改修し、6月からショートステイ事業を開始しました。定員3名で緊急時にも可能な限り対応できる体制とし、利用対象者は学齢期以上の障害児及び知的障害者です。生活実習所本体の管理運営者である社会福祉法人に委託して実施しています。						
平成18年度	事業の2ヵ年目として、利用登録者も増加し、安定した運営になっています。緊急時対応の定員枠を1名とし、他2名分を保護者の不在時や介助者の休養のための利用(レスパイト)ができる定員枠として活用されています。						

部名称		福祉部		課名称		障害者福祉課		備考
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度		
トータルコスト	事業費	千円	0	0	13,740	10,746		
	人件費	千円	0	0	834	828		
	事務費	千円	0	0	0	0		
	減価償却費等	千円	0	0	0	0		
	総計 = + + +	千円	0	0	14,574	11,574		
	受益者負担	千円	0	0	0	0		
	純計 = -	千円	0	0	14,574	11,574		
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	千円	0	0	11,477	11,574	平成17年度は特定財源（支援費及び自立支援給付費（国庫分）・都補助金）は区の歳入でしたが、18年度の指定管理者制度の導入に伴い、事業受託法人の収入となりました。	
	特定財源		0	0	3,097	0		
	一般財源投入率 /	%	0.00	0.00	78.75	100.00		
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.10	0.10		
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00		
事業に関する検討課題								
<p>平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、ショートステイ事業についても「知的障害者短期入所事業」が「障害者短期入所事業」となりました。</p> <p>今後さらに幅広く障害者の方にご利用いただけるよう事業の周知と受け入れ側の職員のスキルの向上を図っていく必要があります。</p>								
評価基準に基づく評価と理由 「3・2・1」の3段階評価です。	達成度	3	障害者・障害児ショートステイ事業（3床）を開始し、順調な事業運営となっています。登録者も予定を上回る数となっています。緊急枠を除けば利用率も高く堅実な成長です。					
	効率性	2	法人の非常勤職員により効率的に運営されており、区の負担は最小限です。					
	実施の成果	3	事業運営は、生活実習所の所長が責任者となり、運営職員との連携体制を整えるなど事業実施の質、安全性、安定性の確保もされています。障害者に加え、学齢期の障害児の一時保護にも成果を挙げています。					
	行政の関与	3	障害者の地域生活を支える上で、介護者の急病時対応や休養機会の提供などの手段として、障害者短期入所事業は大変重要な事業です。しかし、区内には短期入所事業を行う民間事業者がないため、区がサービス提供を担う必要があります。					
	妥当性	3	介助者等の急病時等に、障害者が身近な施設においてショートステイ事業が利用できるよう整備することにより、障害者・児の地域生活支援体制の充実を図るため区が関与する必要があります。					
	施策寄与度	3	介助者等の緊急時対応への支援により、障害児・者の地域生活支援体制の充実寄与しています。					
総合評価	指定管理者制度への移行後も障害者自立支援法に基づく新たな体系のサービスとして障害者・障害児の地域生活を支援するため、事業の質、安定性を保ちながら利用登録者は確実な伸びを示し、事業費も効率的な運営ができています。							B 過年度評価
								17年度 B 16年度 15年度 14年度
改革方針								方向性
	事業利用率をさらに上昇させるため事業の周知に努めるとともに、幅広い障害者の方の利用に対応できるよう受け入れ側職員の知識、ケア等のスキルの向上を図ります。							1 現状のまま継続